

一般財団法人 前川報恩会
平成 27 年度第 1 回評議員会議事録

1. 日 時 平成 27 年 6 月 30 日 (火) 午前 11 時 00 分
2. 場 所 東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号
株式会社前川製作所 本社ビル 8 階プレゼンテーションホール
3. 出席者 出席 評議員：中 章・笠原 敬介・鶴飼 信一・本間 謙伍・清水 康之
監事：須田 徹・茂田井 純一
理事：宮野 忠夫
欠席 評議員：丁 宗鐵
評議員現在数 6 名 出席者 5 名
4. 議 案 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告の件
第 2 号議案 平成 26 年度決算報告の件
第 3 号議案 平成 26 年度公益目的支出計画実施報告の件
第 4 号議案 定款変更の件
第 5 号議案 理事・監事選任の件

5. 議事の経過及び結果

【定足数報告等】

開会に先立ち、事務局次長柴雄介より、現在評議員総数 6 名中 5 名の出席により定款第 20 条に定められた定足数を満たすため有効に開催される報告が行われた後、定款第 19 条に基づき、互選により評議員中章が議長となり開会を宣言した。

【議事録署名人の選出】

議長は、議事に先立ち、本評議員会議事録署名人について定款第 21 条第 2 項に基づき評議員笠原敬介を推薦し、出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

【決議事項】

第 1 号議案 平成 26 年度事業報告の件

平成 26 年度の事業報告について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より添付資料の通り説明がなされた。

評議員清水康之より、学術研究助成及び地域振興助成の選考と福祉助成の選考の違いについて質問がなされた。事務局次長柴雄介より、学術研究助成及び地域振興助成においては能動型助成ということで選考委員会を設けずに、調査委員・推薦委員という外部有識

者に関与してもらうことで事業の質を確保しており、福祉助成においてはこれまで内部的に選考委員会を開催していたが平成 26 年度よりは外部有識者を 1 名招き、理事 2 名と併せて 3 名による選考委員により選考を行っている旨の説明がなされた。

評議員笠原敬介より、心身に障害を抱える者への支援が前川報恩会の設立趣意であるため、学術研究助成も、医学や薬学への展開も行っていくようにするのはどうかとの意見が出された。また、学術研究助成を既存の路線で行くのであればより商品化に近い領域に助成するのはどうかとの意見が出された。これに対して監事須田徹より、学術研究助成も含め前回の理事会において外部有識者との議論が交わされた旨の説明があった。特に学術研究助成に関しては外部有識者全員の出席のもと意見交換がなされ、今後の方針について外部有識者と事務局が打ち合わせのうえ再度理事会に諮ることになった旨の説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 2 項第 3 号の規定を満たし、承認された。

第 2 号議案 平成 26 年度決算報告の件

平成 26 年度の決算報告について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より添付資料の通り説明がなされた。続いて監事須田徹より、外国国債の評価換算益が 1 億円以上に上るがこれは実現された利益ではないため、すぐさまこの分が助成金のような支出に充てられるわけではない旨の説明がなされた。続いて監事茂田井純一から外国国債の運用に関しては直近の為替情勢も含めながら運用委員会において議論を行いながら決定していく旨の説明がなされた。

評議員清水康之より、非収益型一般財団法人であるために還付を受けられない利子等にかかる源泉徴収額を、公益認定申請を行い助成金に回すべきではないかとの意見が出された。これに対して事務局次長柴雄介より、前回開催の理事会において来年 4 月 1 日より公益財団法人としてのスタートを切るべく、約 4 ヶ月の標準処理期間を織り込み本年 11 月末頃に公益認定申請を行う旨の決議がなされたことが報告された。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 2 項第 3 号の規定を満たし、承認された。

第 3 号議案 平成 26 年度公益目的支出計画実施報告の件

平成 26 年度公益目的支出計画実施報告について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、添付資料の通り説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

第 4 号議案 定款変更の件

定款変更案について、議長からの指示を受けた事務局次長柴雄介より、添付資料の通り

説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 2 項第 4 号の規定を満たし、承認された。

第 5 号議案 理事・監事選任の件

前川正氏の理事選任の件について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、議案書記載の通り説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

葉山莞児氏の理事選任の件について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、議案書記載の通り説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

小林英夫氏の理事選任の件について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、議案書記載の通り説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

松下敏治氏の理事選任の件について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、議案書記載の通り説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

寺田壯氏の理事選任の件について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、議案書記載の通り説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

佐藤祐司氏の理事選任の件について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、議案書記載の通り説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

須田徹氏の監事選任の件について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、議案書記載の通り説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

茂田井純一氏の監事選任の件について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より、議案書記載の通り説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

最後に評議員清水康之より次回以降の理事の任命に際しては、評議員会で議論されている助成事業の内容が財団運営に反映されるよう、各助成事業の分野に詳しい人物を含めるようにする旨の指示があった。

以上をもって、本日の評議員会の議事等は全て終了したため、事務局次長柴雄介が議事録を作成し、定款第 21 条第 2 項記載の通り議長及び出席者の互選により選出された評議員笠原敬介が記名押印することとして、午前 12 時 00 分閉会した。

平成 27 年 6 月 30 日

一般財団法人前川報恩会 評議員会

議 長

中 章

出席代表者

笠原 敬介